

令和2年2月12日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第26条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の2件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_190909_01.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 宇野、宮川、田島

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	乳児用調製粉乳	森永はぐくみ	森永乳業株式会社	8010401029662	赤ちゃんにとって、健康なお母さんの母乳が最良です。 森永はぐくみは、母乳が足りない赤ちゃんに、安心してお使いいただけます。	第2019007号
2	乳児用調製粉乳	森永 ^{しい} E赤ちゃん	森永乳業株式会社	8010401029662	赤ちゃんにとって、健康なお母さんの母乳が最良です。 本品は、母乳が足りない赤ちゃんに、安心してお使いいただけます。	第2019008号